

新旧対照表

浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(助成の制限)</p> <p><b>第5条 省 略</b></p> <p>2 浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第54号。以下「障がい者日具給付等規則」という。）の規定による<u>居宅生活動作補助用具の給付等</u>を受けられる場合に当該給付等を完了していないときは、この規則の規定による助成はしない。</p> <p>(助成の額等)</p> <p><b>第6条</b> 助成の基準額（以下「基準額」という。）は、改修費に相当する額から、<u>法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費若しくは法第57条第1項の規定による介護予防住宅改修費又は障がい者日具給付等規則の規定による居宅生活動作補助用具の給付等に要した費用を減じて得た額のうち、30万円（既にこの規則による改修費の助成を受けているときは、30万円から当該改修費の助成に係る基準額を控除して得た額）</u>までの部分とする。</p> <p>2・3 省 略</p> <p>(助成の申請)</p> <p><b>第7条</b> 改修費の助成を受けようとする者は、浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、要介護認定若しくは要支援認定に関する情報又は介護保険の負担割合に関する情報について市が保有する情報により確認することに同意した者については、第1号又は第2号の書類の添付は要しない。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p><u>(5) 工事着工前の工事箇所の写真</u></p> <p><u>(6)・(7) 省 略</u></p> <p>(工事完了届)</p> <p><b>第10条</b> 助成決定者は、工事完了後速やかに、浦安市要介護者等住宅改修工事完了届（別記第6号様式）<u>に、次に掲げる書類を添えて、市長に届け出な</u></p> | <p>(助成の制限)</p> <p><b>第5条 同 左</b></p> <p>2 浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第54号。以下「障がい者日具給付等規則」という。）の規定による給付等を受けられる場合に当該給付等を完了していないときは、この規則の規定による助成はしない。</p> <p>(助成の額等)</p> <p><b>第6条</b> 助成の基準額（以下「基準額」という。）は、改修費に相当する額から、居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は障がい者日具給付等規則の規定により<u>日常生活用具の給付等に要した費用を減じて得た額のうち、30万円までの部分とする。</u></p> <p>2・3 同 左</p> <p>(助成の申請)</p> <p><b>第7条 同 左</b></p> <p>(1)～(4) 同 左</p> <p><u>(5)・(6) 同 左</u></p> <p>(工事完了届)</p> <p><b>第10条</b> 助成決定者は、工事完了後速やかに、浦安市要介護者等住宅改修工事完了届（別記第6号様式）<u>により市長に届け出なければならない。</u></p> |

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>なければならない。</p> <p>(1) <u>工事完了後の工事箇所の写真</u></p> <p>(2) <u>工事に係る領収書</u></p> <p>2 省 略<br/>(認定等)</p> <p><b>第 1 1 条</b> 市長は、前条第 1 項の規定による工事完了届の提出を受けたときは、<u>その内容を審査し、必要があると認めるときは</u>実地調査を行い、施工の適否について認定するものとする。この場合において、当該工事が助成の決定の内容に適合しないと認められるときは、再工事を命ずることができる。<br/>(助成金の交付)</p> <p><b>第 1 2 条</b> 市長は、前条の規定による<u>施工の適否の認定の結果</u>、当該工事が工事計画書の内容に適合すると認めるときは、助成決定者に助成金を交付するものとする。<br/>(請求)</p> <p><b>第 1 3 条</b> 助成決定者は、第11条の規定により当該工事が工事計画書の内容に適合すると認められたときは、浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書（別記第 7 号様式）<u>により</u>、市長に請求するものとする。</p> | <p>2 同 左<br/>(<u>実地調査等</u>)</p> <p><b>第 1 1 条</b> 市長は、前条第 1 項の規定による工事完了届の提出を受けたときは、実地調査を行い、施工の適否について認定するものとする。この場合において、当該工事が助成の決定の内容に適合しないと認められるときは、再工事を命ずることができる。<br/>(助成金の交付)</p> <p><b>第 1 2 条</b> 市長は、前条の規定による<u>実地調査の結果</u>、当該工事が工事計画書の内容に適合すると認めるときは、助成決定者に助成金を交付するものとする。<br/>(請求)</p> <p><b>第 1 3 条</b> 助成決定者は、第11条の規定により当該工事が工事計画書の内容に適合すると認められたときは、浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書（別記第 7 号様式）<u>に</u>、<u>改修費を支払ったことを証する書類を添えて</u>、市長に請求するものとする。<u>この場合において、居宅介護住宅改修費等の額を確認することができる書類を合わせて添付するものとする。</u></p> |

## 改 正 後

## 改 正 前

## 別 記

## 第 1 号様式（第 7 条）

浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

要介護者等住宅改修費用の助成を受けたいので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

|              |   |          |       |
|--------------|---|----------|-------|
| 申請者          | 住 所   | 電話<br>番号 |       |
|              | 氏 名   | 生年<br>月日 | 年 月 日 |
| 住宅所有の<br>状 況 | <input type="checkbox"/> 申請者本人が所有<br><input type="checkbox"/> その他 ※注 1 の (7) に掲げる書類を添付  |          |       |
| 改 修 場 所      | <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |          |       |
| 改 修 費 用      | 円   |          |       |

## 注

## 1 次の書類を添付してください。

- (1) 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し
- (2) 介護保険負担割合証
- (3) 工事計画書（別記第 2 号様式）
- (4) 工事図面
- (5) 工事着工前の工事箇所の写真
- (6) 工事見積書
- (7) 家屋所有者の改修工事承諾書（別記第 3 号様式）

## 2 裏面の同意署名欄をご確認の上、ご記入ください。

## 別 記

## 第 1 号様式（第 7 条）

浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書

年 月 日

浦安市長 様

要介護者等住宅改修費用の助成を受けたいので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

|              |   |          |       |
|--------------|---|----------|-------|
| 申請者          | 住 所   | 電話<br>番号 |       |
|              | 氏 名   | 生年<br>月日 | 年 月 日 |
| 住宅所有の<br>状 況 | <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家  |          |       |
| 改 修 場 所      | <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |          |       |
| 改 修 費 用      | 円   |          |       |

## 注 次の書類を添付してください。

- 1 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し
- 2 介護保険負担割合証
- 3 工事計画書（別記第 2 号様式）
- 4 工事図面
- 5 工事見積書
- 6 家屋所有者の改修工事承諾書（別記第 3 号様式）

改 正 後

改 正 前

同意署名欄

要介護者等住宅改修費用の助成の申請に当たり、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 要介護認定又は要支援認定に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 介護保険負担割合に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 3 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給額又は浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の規定による居宅生活動作補助用具の給付等の額について、市が保有する情報により確認すること。

年 月 日

申請者氏名

同意署名欄

要介護者等住宅改修費用の助成の申請に当たり、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 要介護認定又は要支援認定に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 介護保険負担割合に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 3 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給額について、市が保有する情報により確認すること。

年 月 日

申請者氏名

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

第4号様式（第8条第2項）

浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書

省 略

|       |  |
|-------|--|
| 助成決定額 | <u>基準額に浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第6条第2項に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）</u> |
|-------|--|

省 略

第6号様式（第10条第1項）

浦安市要介護者等住宅改修工事完了届

省 略

注

1 \*印欄は、記入しないでください。

2 次の書類を添付してください。

(1) 工事完了後の工事箇所の写真

(2) 工事に係る領収書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第4号様式（第8条第2項）

浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書

同 左

|       |   |
|-------|---|
| 助成決定額 | <u>基準額に第6条第2項に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）</u> |
|-------|---|

同 左

第6号様式（第10条第1項）

浦安市要介護者等住宅改修工事完了届

同 左

注 \*印欄は、記入しないでください。